

令和3年度山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」 トライアル販売実施要領

第1 目的

山形県は、県内企業の売れる商品づくりを支援し、山形県産業の活性化を図るとともに、新たな県産品の発掘により、アンテナショップの情報発信機能を強化することを目的としてトライアル販売を実施する。

第2 トライアル販売の概要

山形県内の事業者から募集した県産品を、山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」（以下「プラザ」という。）で一定期間（3か月）、山形県アンテナショップ物販部門運営事業者（以下「運営事業者」という。）が委託販売を行う。

販売終了後に、販売状況に係る情報を事業者にフィードバックする。

第3 トライアル販売の申込み要件

トライアル販売に申込みができるのは、次の全てに該当する商品とする。

- (1) 県産品であること。県産品とは主たる事業所が山形県内に所在する製造業者（加工品の製造を行う農業生産法人等を含む。）が、山形県内で製造した商品。
- (2) 申込時において、発売後5年以内の加工食品であること。
- (3) これまでプラザの特産品販売フロア（イベントコーナーを除く。）の通常商品として取り扱っていない商品であること。
- (4) 食品表示法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (5) 食品表示基準において原料原産地名の表示が義務付けられた、食品表示基準別表第15に掲げるものについては、表示される原材料の原産地が、国内であること。
- (6) 賞味・消費期限が1週間程度以上のもの
- (7) PL（製造物責任）保険（同等以上の賠償責任保険でも可）に加入していること。
- (8) トライアル販売期間（3か月）中、安定供給できるものであり、販売数量に著しい限定がなく、山形県内でも一般的に購入できる商品であること。
- (9) 運営事業者が試食販売を行う場合に、試食品を提供できること。

※過去にトライアル販売品となった商品の再度の申込みは最大2回までとする。ただし、連続での申込みは認めず、前回のトライアル販売以降の販売に関する改善点を明示すること。

第4 トライアル販売期間

トライアル販売を実施する期間は、3か月を単位とする次の期間とする。

第1期 令和3年7月～9月

第2期 令和3年10月～12月

第3期 令和4年1月～3月

第5 トライアル販売の申込みができる者

主たる事業所が山形県内に所在する製造業者

第6 トライアル販売の募集・申込み

1 トライアル販売の募集について

県は、下記の日程により、トライアル販売品の申込者を募集する。

- (1) 第1期募集期間：令和3年4月26日（月）～5月24日（月）
- (2) 第2期募集期間：令和3年7月1日（木）～7月30日（金）
- (3) 第3期募集期間：令和3年10月1日（金）～10月29日（金）

2 トライアル販売の申込みについて

トライアル販売に申し込む者は、募集期間内に、「令和3年度山形県アンテナショップトライアル販売に係る申込書等記載方法」に基づき別添様式1～3を記載のうえ、次の必要書類を添付し、下記申込窓口に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(1) 申込者の名刺（申込者と担当者が異なる場合は担当者の名刺）

※名刺を提出できない場合は、会社・法人の登記書類や申請者の運転免許証等、申請者本人であることを確認できる書類の写しを提出すること。

(2) P L（製造物責任）保険証書等の写し

(3) 食品貼付表示の写真（表示内容がわかるように撮影すること）

(4) 商品の写真（中身、パッケージ）

(5) 商品のパンフレット

(6) 製造業者のパンフレットまたは製造業者の本社・工場等の写真

※上記(3)(4)(5)については、商品ごとに提出すること。

※上記(3)(4)(6)の写真については、写真データを印刷した紙やデータ等での提出も可。

申込窓口：山形県産業労働部商業・県産品振興課 県産品振興担当

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2542

※持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に窓口を持参すること。

※郵送の場合は、募集期限必着とする。

※電子メールによる場合は、事前に申込窓口まで電話にて連絡すること。

3 申込みは、トライアル販売各期につき2商品まで可能とする。なお、記載の順序は、優先順位が高いと申込者が判断するものから記載すること。ただし、1度目の申込みとなる商品は、再度の申込みとなる商品より先に記載すること。

第7 トライアル販売品の選定

県は、トライアル販売の申込商品の中から以下により、トライアル販売品を選定する。

(1) 選定するトライアル販売品は、トライアル販売各期につき20商品を上限とする。

(2) 申込商品数が20商品を上回った場合には、抽選により選定する。ただし、1度目の申込商品は、2度目の申込商品より優先して選定する。

(3) 1申込者あたりの販売選定商品数は、トライアル販売各期につき1商品限りとする。ただし、申込商品が20商品に満たない場合には、この限りではない。

第8 トライアル販売品の決定

1 県は、選定したものの中から以下により、トライアル販売品を決定する。

(1) 施設の制約等から販売することが困難なものでないこと

(2) 商品の品質及び衛生管理が適正に行われていること

(3) 運営事業者と選定された申込者の間で、商品に係る販売条件について合意がなされること

2 県は、決定にあたって専門の知識が必要な場合には、運営事業者に当該商品にかかる確認等を依頼することができる。

3 県は、トライアル販売品を決定したときは、申込者に通知するものとする。

4 第1期又は第2期においてトライアル販売品とならなかった申込者が、次期への申込

みを希望した場合は、当該申込みを次期に繰り越すものとする。

第9 トライアル販売の方法

- 1 運営事業者は、決定したトライアル販売品をプラザにおいて第4に定める期間販売する。
- 2 トライアル販売は、委託販売とする。
- 3 販売手数料は、トライアル販売価格の20%とする。
- 4 プラザへの商品納入及び返品等の費用は、申込者の負担とする。
返品等には、販売期間が終了した場合のほか、賞味期限が切れた場合や賞味期限が近づいた場合で運営事業者がやむを得ないと判断した場合を含む。
- 5 申込者は、期間中イベントコーナーを活用し、直接、消費者から情報を収集することができる。
- 6 運営事業者は、販売情報をフィードバックするための試食販売を行うことがあるが、この場合の試食品は申込者の負担とする。
- 7 運営事業者は、期間中商品の改善点等について随時申込者にアドバイスすることができる。
- 8 運営事業者は、トライアル販売各期終了後2週間以内に、トライアル販売品の販売実績等を県及び申込者に報告するものとする。
- 9 運営事業者は、販売実績額から販売手数料の20%を差し引いた額を申込者に支払うものとする。
試食用や破損等により販売を行わなかった商品については、販売実績額に含まないものとする。
- 10 運営事業者は、トライアル販売品で販売実績が好調なものについては、プラザの通常商品としての販売に考慮するものとする。

第10 プラザの休業に係る特例措置

- 1 第1期又は第2期の各期間中、1か月以上プラザが営業しなかった場合は、当該期間にトライアル販売を行った申込者の次期トライアル販売への連続での申込みを認めることとする。
- 2 前項の規定により連続での申込みをした商品については、第2期又は第3期の申込商品数が20商品を上回った場合、1度目の申込商品より優先して選定することとする。

第11 その他

- 1 申込者が、トライアル販売期間中において販売を中止しようとするときは、県の承認を受けなければならない。
- 2 県は、トライアル販売品において不適切な事由等が認められた場合は、その商品の販売を中止することができる。
- 3 トライアル販売に関し、この要領に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から施行する。